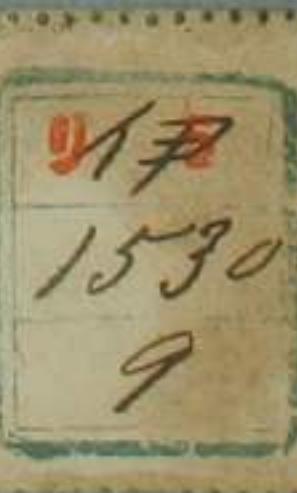


日本書紀詎考

關四郎太註解

九



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

Taime JAPAN

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

關四郎太註解

日本書紀訓考

北越

關氏藏版

日本書紀訓考九卷

越後國柏崎 關 四郎太謹撰

神代下壹之卷

日本書紀卷第二

神代下

カミヨノクダリノシモ

此處ハ目録フ一ト、此次又題號と卷名あリ、べき事
形を略きナリ、事上訓考二卷云々、○神代下ハ、加美

○日本書紀訓考九卷

。一

明治
月
年
日本

與能久太利能志母と

訓事ル上訓考ニ云、

二卷

天照大神之子正哉吾勝勝速
日天忍穗耳尊娶高皇產靈尊
之女榜幡千千姬生天津彦彥
火瓊瓊杵尊故皇祖高皇產靈

尊特鍾憐愛以崇養焉遂欲立
皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊以
爲葦原中國之主然彼地多有
螢火光神及蠅聲邪神復有草
木咸能言語故高皇產靈尊召

集八十諸神而問之曰。吾欲令

撥平葦原中國之邪鬼當遣誰

者宜也。惟爾諸神勿隱所知僉

曰天穗日命是神之傑也可不

試歟於是俯順衆言卽以天穗

日命往平之然此神佞媚於大
已貴神比及三年尚不報聞故
仍遣其子大背飯三熊之大人
云大人此志亦名武三熊之大人此
亦還順其父遂不報聞

天照大神大ハ今本太とひるハ舊事紀御鎮座傳記ふ
一どの僞書ふ如此ある小依て後人改め書了形りべし
今ハ上下皆大とある小依て改め書了形り○正哉吾
勝云云の御名ハ上_{廿八}丁小出○榜幡千々姬_{マナ}、榜幡
ハ口決ふ、榜巧也と云。古事記傳十五丁小出
ハ未だき說あり、其處小縮_{マナ}布を云縮ハ古事記小此御名
千々も其處小津師とある師ハ和名抄ふ纖之々良岐
とあると同くて上代ふハ布帛の纖_{マナ}たる出さて下
を美好物ふしも故の御名あるべしと
書小萬幡豊秋津姫命とも、又一書ふ、榜幡千々姫萬幡
姫命ともられバ此ふも尊と讀添べト古事記ふも、萬
幡豊秋津師比賣命とあり、此姫尊ハ神名帳小伊勢國

度會郡大神宮三座相殿坐神ニ座並大とある、相殿
小坐二座ハ儀式帳ふ同殿坐二柱云云坐右方稱萬幡
豊秋津姫命也是皇孫母靈御形劍坐と云り、以下
尊き姫神ふ坐り○生此下小天火明命_{是尾張連}等之祖也の下
二字の事あるべし、無きハ撰者のきかららふ削りて、御
弟小坐り一彦火瓊杵尊御子とて、下小彦火
々出見尊と並びて出まきハ誤あり、ちく火明命
とある小依て彼處の火ふ誓給ふ處小入べき事と思
ひの事あるべし、そハ下小細_{マナ}辨へ云べしきて
天字ハ彼處ふ無て末一書ふ、天照國照彦火明命と

乃と古事記、天火明命とあるとふ依て加へあり、
こへ天ゆく生坐きがあり、又細書の下ふ大書ふく、次
と云字をも補へ、同記曰、正勝吾勝勝速日天、忍穂耳、
命、御合高木神之女、萬幡豐秋津師比賣、命、生子、天火
明命、次日子番能邇々藝命柱と見え下の末、一書ふ
も、正哉吾勝勝速日天、忍穂耳、尊要萬皇產靈尊之女
萬幡榜幡千幡姫爲妃而生兒号、天照國照彦火明命、是
尾張連等遠祖也、次天饒石國饒石天津彦火瓊々杵
尊此上の一書
同、櫛小とあり、さて火明ハ、保阿加利と訓へ、
御名義へ、古事記傳十五丁八小捷赤熱
生而穂云云熱又万葉小

安可流櫛安可良我出尾張連トガラシ、同傳廿一丁廿二、古事
記處此云此姓の祖也と云、事の見えざるハ洩アキラムる有
り、舊事紀、天孫命御天降アマヤマツキ乃御供奉三十二神の中乃
是レを饒速日論の天降アマヤマツキ坐了時の事トコトコて記メモリしたる、
例の偽ホソク、實ハシマハ通々藝命の御天降アマヤマツキは時乃御供奉ふ
て、其古き傳ハタチの有ハサウけるを、初、云天香語山命、尾張連等祖
取ハサウて記せらるアリべし、初、云天香語山命、尾張連等祖
と云り、又同紀五云此姓の世系を次々小舉て、其中ハタチ火明命を、饒速日命と混ハシマして、此尾張連トガラシを物部連
と同祖ハシマ、甚ハシマき偽ホソク説ハナダあるよリ、古事記傳十五
の九葉ハタチ、へらきハタチが如ハシマ、又其子天香語山命を、
亦云、高倉タカクラ下命と云て、白檼原宮段アマヤマツキある、高倉下タカクラと一ハタチ、
られぬ事ハシマ、始祖より十三世、孫尻綱根命、品太ヒムタ、天皇、
御世賜尾張連姓トガラシとあり、其ハタチ倭建命タケニタケミ記メモリ事段ハタチ、尾張、
御世賜尾張連姓トガラシとあり、其ハタチ倭建命タケニタケミ記メモリ事段ハタチ、尾張、

國造之祖美夜受比賣とある。此國造即此氏とおぼえ
ければ此氏人既く尾張國より下居住けるを、尻綱根より
至りて、此姓をバ賜つたるべし。姓氏錄別天孫ふ尾
張宿祢火明命四郎太按此錄ふ天字無きハ此紀ふ
バ是ヨリモ天字アキあり。二十世孫阿曾連之後也。又尾張連尾
張宿祢同祖火明命之男天賀吾山命之後也とありて、
猶多くなりとある。猶紀中此姓の出たる處ふ云べし。
三代實錄七丁卅七左京史生云云火明命之後也。六十五
丁五美濃國厚見郡人云云火明命後云云あと見ゆ。又
始祖ハ登保都於夜と訓べし。○天津彦彦火瓊々杵

尊天津ハ天ミコト坐々故申ト彦ハ借字シテ日子ヒコ
之兒ミコトとあり。古事記傳十五丁六彦ハ天津彦ヒコと上
云事シテふ属言彦火云云も彦ハ上ヒコのふ同く日子アリ火瓊々
杵ヒツヂ御名あり丹ヒタチと稱ヒメイ穂ヒツヂの赤熟アカマツ子コノ云。又杵ヒツヂハ加ヒナガ出ヒナガて。又
比乃切りヒナガ、饒穎ヒツヂ意ヒツヂ下ヒタチふ別ヒタチ事ヒタチあり。亦ヒタチと出ヒナガて。又此
御名下ヒタチふ別ヒタチ事ヒタチあり。杵ヒツヂハ幾ヒツヂ称ヒツヂと訓字シテあるを、たゞ幾ヒツヂと訓ヒツヂ了
ハ同傳廿七キナナ四十丁フ杵ヒツヂの称ヒツヂハ添ヒツヂ言ヒツヂあれば、此字シテ古書ヒツヂ
又醫華山蔭ヒツヂ彦ヒツヂハ古事記ヒツヂ古書ヒツヂ又
岐志國通岐志天津日高日子番能通ヒツヂ藝命ヒツヂと有り。同傳
の虚空彦ヒツヂ彼記ヒツヂ虚空津日高ヒツヂとあり。故思ふ。此
御名實ヒツヂ天津日高ヒツヂを當時の天皇の大御名
を避ヒツヂて、天津彦ヒツヂと改めヒツヂきヒツヂと號ヒツヂあり。され

バとそ一書ふ此御名の異説を多く舉らきたる中
ノ日高と申せ事ハ一も見えざるあれ、抑當時の御諱
を避く、皇祖神の御名をしも改めく記され第もハ
レと心得ぬ事なり、其うへ彦々と重りてるもいか
れり。○皇祖ハ美於夜と訓べ。○高皇產靈尊
髻華山蔭ふ此尊上巻の首ふハ畧きて舉そにて此ふ
至て、初てやくりあく出給つて、いうひ由の神と
かせむ、欲立皇孫云云より以下は事ども皆此神下係
事て、最重く尊き神ふ坐坐を、初ふ略き給つて事返返
所謂あ。又皇祖と申せ事も、上の要高乃間ふ置る
べき事あるふ彼處ふも置ぞて、此處ふも置まく
ある、瓊々杵尊の御外祖父の義ふ取て、記されたり

と聞えて是又甚いかりあり、抑此神ハ神武天皇、御卷
みえ、鳥見、山中ふ靈跡を構て、皇祖天神を祭給ふ
も見え古語拾遺ふる天照大御神とニ柱を、皇祖ニ天
とも申せし如くふく古傳、此神を皇祖と申せハ
皇統の祖神と仰ぎ奉り給ふ由故、たゞ御外祖の意
みふて、とくかくもあらむや、又御外祖乃由故、故
むふハ御名乃みふとふ尊字をと出。○特ハ別ふと
書きて、も當らぬ事あるをや
云、事ある、上ト云、了天火明命也、此尊との中の事
て此尊と云、事なり、是ふて、一柱を脱せ
ハ、米泥伊都久志美と訓べ。米泥も下十三巻、大御
歌ふ波那具波辭佐區羅能梅涅許等梅涅麼、波那區波
梅涅、和我梅豆留古羅、とあるより多く何の詞みて

愛字の意あり、めでた外と云、も此言うり出でり又今
然訓てハ言乃續あし、又古事記傳十五の十一丁より
宇都久志美と訓まつて、此言ハ訓考八卷九
十五丁又伊都久志美ハ宇都久志と通フ、○以ハ捨
ふ云々、又伊都久志美ハ宇都久志と通フ、○以ハ捨
て、○崇養、養ハ今本美とあるハ通證六丁、
養の省文
並りと云、りゆく崇ハ加多豆と訓ヲハ此の之みあ
程ケルサニ五卷一丁より崇重十九卷八丁より崇先世廿
卷十一丁より崇敬三尾アドアリテ、此崇の訓トハ聞え
大きど餘み古語拾遺ふ、加志豆岐とあるふ從ベ、此
見えざれバ、古語拾遺ふ、加志豆岐とあるふ從ベ、此
言ハ藤原宇源氏物語兩夜乃だ詞上丁よりか一とむ
と云、下同ト物を恐き尊シカムとむ、尊ミ恐シ
事ハ必シテ、事ハ必シテ、事ハ必シテ、事
あらかと出、又養ハ比多須と訓ベ、○訓考六卷卅
く云々と出、又養ハ比多須と訓ベ、四丁より出、○欲

ハ、次の中國之主於母保志と訓ベ、○立ハ物を立
ハ、うり返りて、於母保志と訓ベ、○立ハ物を立
久此ル皇孫ふ世を所シ知食意とい聞
也きども、多豆豆と訓事ハ當ラギバ、捨ベ、○皇孫二
字是ハ漢文ふ引き、音ふ讀時ハ殊も無きども
字皇國言ふハ須米美麻能尊と訓ベキアリ、さく然訓
追、又御名を連字書き處ハ、此尊御天降處、眞床
追、是も漢文書ふと同ト、ソハ皇孫尊ハ其主を差
て申そ事アル、又御名を申そざき事ハ古書ふ見え
き捨ベ、訓又ハ阿麻都神能美古とも訓ベ、ソハ
須米とハ御國を統知坐より云々事、○以も捨て、○
此事訓考廿二卷廿五丁より云々、
爲葦原中國之主、主爲ハ志良佐志米牟と訓ベ、古事
記曰、爾其太子正勝吾勝勝速日天、忍穗耳命答白、僕者
將降裝束之間子生出名天邇岐志國邇岐志天津日高

日子番能邇邇岐命此子應降也とありさて彼記ハ是
より下文の趣ハ御子の天忍穗耳命ト係て番能邇々
岐命の生坐より以前ふゆりかきバ此本書ハ古
事記と違つて似これど凡て此紀ハ地を主とく
撰給ひ事上訓考二卷云云アシタニ如くされバ天忍穗耳尊
ハ降坐ざる所きバ下の國征クニシテの事も彦火瓊々杵尊よ
係て申せらるり故此意を得て見る時ハ古事記と違
ふ事あきぞアキゾ○彼國ハ曾能久余と訓べ、こハ天
より此皇國を指す詔給ふ御言あれバ乃り○螢火ハ
保多流と訓て火ハ漢籍唐詩かくゆるカクユルを取て書き
たきども保多流ハ火垂と云言

て既アリ火と捨べト和名抄類アシタニ虫多小螢和名保多流字鏡
云言あきバ捨べト和名抄類アシタニ虫多小螢和名保多流字鏡
小螢保太留ホタル枕草紙虫ハとある段セグより見え源氏物
語螢卷云さとひうる物アシタニを指し出
くとあきれたりちくと薄き方アシタニ此夕つ方アシタニ
隔てたる見アシタニと多くつゝ置て光を包み隠し給つて云云アシタニ一間計
人のけづり消え物アシタニ返歌アシタニ聲アシタニせど身をあと
のミコヅヒ螢アシタニ思ひあくまうら
あり名義ハ通證六丁アシタニ火垂ありと万葉アシタニ此虫ハ人皆
事アシタニ通證アシタニ此下奈須と讀添べし此奈須ハ似
の説は如く此下奈須と讀添べし此奈須ハ似
もと云事あり是ハ古事記傳三アシタニ光神光ハ加我夜久
と訓べト加我ハ明きを云上一卷アシタニ五小赤酸醬アシタニ此云
阿箇アカ鵝智ガチとみる阿箇アカハ酸醬アシタニの赤きを云箇鵝カガハ其

物の赤きを炎事カナガ云ふ云あして云、云あり、智ハ都美ヤ○夜久ハ辭カトトあり、通證八の卅一丁カタシナヒ、光明を云、ヤキ燒ヤキナシとせりき、そひかカニちゆき、すばやき、ちあやぎ、あるハ強言取ヤクスル、やからど云こそあきべし、○及ハ捨て、○蠅聲邪神、蠅聲ハ佐婆倍奈須サバヘナスと訓べト、佐婆倍上サバヘシナヒ、訓考五卷、百九丁、ヨサシマツシ、出、又邪神ハ、今本アシキカミアラブル、阿良夫流加美と訓べト、阿良ハ荒と訓きどあ、アラシ、阿良夫流加美と訓べト、阿良ハ荒夫流ハ辭あり、式乃大祓詞、如茲依志奉志國中爾荒振神等乎波神問志爾問志、又遷却崇神詞小水穗國能荒振神等乎神攘攘平氣武止、云云、出雲國造神賀詞よ、石根木立青水沫モコトヒテ毛事問天荒國在利云云あどりふハ

皆此と同く荒振カラブルと云り、又古事記ムカシノモノを故オモホスハ以爲於此、國道速振荒振國神等之多モロコシ在上サハナリと云り、此より上の○多有へ返りて佐波奈利と訓べト、○有ハ捨て、○草木咸能言語ハ幾久佐毛古登々布と訓べト、上一丁カタシナヒ、草木とあもハ久佐能加幾波と訓るも、其上カタシナヒ磐石カキハと咸ハ、あきばあり、此ハ其言ふ事きば、たゞ、幾久佐あり、咸ハ、毛小當能ハ捨べト、下一書ふ葦原中國者、磐根木株草木猶能言語式の大祓詞カタシナヒ、磐根樹立草之垣葉乎毛語止底ハモコトブ、あじけを此ハ磐根本株カキハを略きハモコトブ、下ふ引カキハ古文カキハ見識カキハを以て大成給カキハあり、然カキハ此カキハ略カキハハ漢意カキハ漏カキハて、皇國の古雅の文を鹿漏カキハ、カキハ給カキハハ憂度事カキハ乃久古事記曰、於是天忍穗耳命、於天浮橋カキハ多々志而

詔之豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者伊多久佐
夜藝豆有氣理告而云云故以爲於此國道速振荒振國
神等之多在下一書上高皇產靈尊勅八十諸神曰葦原
中國者磐根木株草葉猶能言語夜者若煙火而喧響
之晝者如五月蠅而沸騰式の大祓詞云我皇御孫之
命波豐葦原乃水穗國乎安國止平久所知食止事依
奉岐如此依志奉志國中爾荒振神等乎波神問志爾問
志給神攘攘給比氏語問志磐根樹立草乃垣葉乎毛語
止氏云云遷却崇神詞乎更量給氏經津主命健雷命二
柱神等乎天降給比氏荒振神等乎神攘攘給比神和和

給氏語問志磐根樹立草之片葉毛語止氏云云出雲國
造神賀詞小豐葦原乃水穗國波晝波如五月蠅水沸支
夜波如火光神在利石根木立青水沫毛事問天荒
國在利云云是らあり此雅言を辨得て此の文をバ見
るべき事なり○召集ハ古事記小神集八百萬神集而
とあるよ依て加牟都杼間尔都杼間と訓べト此加牟
神の御上云云了事々く古文ありゆと上一巻石窟段
ふ會合又其處の一書小會あどけを加牟都杼比と
訓ゆる自ら集を云此處ハ高皇產靈尊の勅小依て神
等集ふ故ニ都杼間と訓る開ハ波勢の約りよ下令集
と云事○吾ハ捨べト一ハ漢籍例々御國言云有
矣然きども上引大祓詞云我皇御孫之命とある
ハ皇國文うく例あり下訓考十六卷十一丁云ア

○邪鬼アラブルカミも上邪神とあるよ同ド此ハ字を替へて書きあり○撥平ハ古登牟氣と訓ベト此言古事記傳十三丁古登ハ事依牟氣ハ牟加熟ムカシあくす散スルケル者出○當ハ捨て○誰者ハトヨサを此方へ令向意の言ありと出○當ハ捨て○誰者ハ伊豆礼能加美と訓ベト者を加美と訓事○宜也ハ余祁武○惟爾二字捨て○勿隱ハ奈加久志奉利曾と訓勿を奈と云ハ古○所知ハ捨てタマリる詞ハ漢文カタカナ言カタカナ既タマリ出○天穗日命ハ上セイハシノミコト訓考六卷タマリ出○是神之傑也ハ是須具礼多流加美奈利と訓ベト是云云と云ハ古文の格あり下タマリ四よ經津主神是將往也古事記タマリ也ハ是可遣又八重事代主神是可白穴穗宮段タマリ大日下タマリ

王四拜云云是恐アラカルあどあひ不可試歟ハ上の遣タマリと同ド都加波志氏武○俯ハ捨て是タマリも漢文よ布志氏と云順衆言ハ美奈申須麻タマリ介麻タマリ余と訓ベトタマリ神等の神議タマリて曰を云あり○即ハ捨て○以ハ都加波志氏と云よ當て訓ベト○往ハ籠タマリりタマリハ捨て○平之ハ事牟氣志米給比幾○然ハ志加流タマリ介○大己貴神ハ上セイヒタマリ訓考八卷タマリ出○安ふ添て書タマリ一あり○媚ハ古鬼都幾互と訓ベト古事記タマリも媚附大國主神タマリとありの亦名あり同傳十三丁タマリ十一タマリ五宇鏡媚也古夫靈異記タマリ也媚コビタマリとあきバ字音タマリもあで古言タマリべ今俗言よ物ふ垢タマリうどの潔付タマリて却タマリぐ

云々是許毘着と出○比及三年ハ、美登勢トセ成麻泥と
 訓べト下、一書アマヤトセニ經八年ともシテ年を登勢と
 云、ハ同傳同卷トシ三年を常ル登志トシと云、其數スル云々、
 經アマヤトシ志幣アマヤトシを約シテ勢トシと云、あく穀アマヤトシを一度シテ取收アマヤトシを二年經アマヤトシハ云、
 其經アマヤトシ數スルの時アマヤトシ又限シテ云、又經アマヤトシ數スルの時アマヤトシ必ム要リ登勢トシと云、故シテ登勢トシと云、
 云アマヤトシて、登志トシと云、そシテ登志トシと云、
 云アマヤトシあれバ出アマヤトシ○尚アマヤトシハ捨アマヤトシて、○不報問アマヤトシハ加門利言申佐謝
 利幾アマヤトシと訓アマヤトシべ、報アマヤトシハ同傳同卷トシ還アマヤトシて申毛言アマヤトシと云、意アマヤトシと
 加門利アマヤトシハ其使アマヤトシ出アマヤトシと古事記又式の遷アマヤトシ却崇神祝
 かアマヤトシ言アマヤトシと云、此アマヤトシと同ト然アマヤトシふ出雲國造神賀詞アマヤトシよ出雲臣等
 我遠祖天穗日命乎國體見爾アマヤトシ遣時爾天能八重雲乎押
 違アマヤトシる所アマヤトシ、是アマヤトシを古事記傳十三アマヤトシ師の祝詞考アマヤトシ、穗日
 附アマヤトシて三年アマヤトシ到アマヤトシて復命アマヤトシ申アマヤトシと、古事記日本紀アマヤトシ有アマヤトシ、
 了アマヤトシ此アマヤトシ神賀詞アマヤトシよ如アマヤトシ此アマヤトシ云アマヤトシ、國造アマヤトシ遠祖アマヤトシ有アマヤトシ故アマヤトシ、宣
 二紀アマヤトシ見アマヤトシえアマヤトシ如アマヤトシく、終アマヤトシ返アマヤトシ事申アマヤトシバ、天若彦アマヤトシ亞
 乎毛媚鎮天アマヤトシ大八嶋國アマヤトシ現事顯事令事避支アマヤトシとあるハ
 媚アマヤトシ命アマヤトシ有アマヤトシべきアマヤトシ、然アマヤトシハあくアマヤトシ天アマヤトシ神祖アマヤトシの詔アマヤトシ、大名持アマヤトシ
 媚和アマヤトシ故アマヤトシありアマヤトシ天アマヤトシ復命アマヤトシ、終アマヤトシ天アマヤトシ夷鳥アマヤトシ命布都

別氏天翔國翔氏アマヤトシ天下乎見廻氏アマヤトシ返事申給久豐葦原乃
 云云荒國在利然毛アマヤトシ鎮平天アマヤトシ、皇御孫アマヤトシ命爾安國止平久
 所アマヤトシ知坐之米牟止申氏アマヤトシ已命兒天夷鳥アマヤトシ命爾布都怒志
 命乎副天アマヤトシ天降遣天荒布留神等乎撥平氣國作之大神
 乎毛媚鎮天アマヤトシ大八嶋國アマヤトシ現事顯事令事避支アマヤトシとあるハ
 違アマヤトシる所アマヤトシ、是アマヤトシを古事記傳十三アマヤトシ師の祝詞考アマヤトシ、穗日
 附アマヤトシて三年アマヤトシ到アマヤトシて復命アマヤトシ申アマヤトシと、古事記日本紀アマヤトシ有アマヤトシ、
 了アマヤトシ此アマヤトシ神賀詞アマヤトシよ如アマヤトシ此アマヤトシ云アマヤトシ、國造アマヤトシ遠祖アマヤトシ有アマヤトシ故アマヤトシ、宣
 二紀アマヤトシ見アマヤトシえアマヤトシ如アマヤトシく、終アマヤトシ返アマヤトシ事申アマヤトシバ、天若彦アマヤトシ亞
 乎毛媚アマヤトシ命アマヤトシ有アマヤトシべきアマヤトシ、然アマヤトシハあくアマヤトシ天アマヤトシ神祖アマヤトシの詔アマヤトシ、大名持アマヤトシ
 媚和アマヤトシ故アマヤトシありアマヤトシ天アマヤトシ復命アマヤトシ、終アマヤトシ天アマヤトシ夷鳥アマヤトシ命布都

主命を天降て、大きある功ヒトコトを成スル。専ら穗日命の思
兼ミツふ依リ、云々と云きつゝぞ、委シき考アリありあらず、今又
委シく考アリ。先初ハ此神を天降遣シハ、次の天若日子の
如き征伐ウテ御使スルハアリぞ、只彼神賀ハシマふ云スる如く、此
國の體アメニを見て、其ナガ狀サマふ隨スルて、宜シき狀サマふ謀ハシマらシ免ムむと
ふぞ有ハシマむかし、其故ハ彼天若日子を遣シふハ弓
矢アシタマ給スル事モノを、此神シマツ然事ナリもお尋レバば
久カク復命シマツハ、三年も過スて後の事モノをきバ、古事記カシキ
どふハ、其間甚久カク還シ給スル事モノを云スて、即ハシマ次タマツの天
若日子の事モノを轉シマツき故ハ其後ハシマツ此穗日命の復奏カリマツ給
ひシ事モノをば、まざまざかシマツて傳洩シマツせスル事モノべシマツ、さて後

ふ雉名鳴女チニナキナを遣シそ時ハシマツ天若日子の事を問シむ
了由リヨウのミありて、此穗日命の猶久ナホ還シらぬ故ハを問
いシむ事モノを見シマツぎシマツを思ハシマツバ、其以前ハシマツ既シマツふ返シマツ事申
し給シマツり事モノあシマツきシマツたり、とシマツひシマツふて此神の事モノハあシマツ
きシマツ。○大背オホセ飯ミマナ三熊ミマノ之大人ナシマタタケノウラシ亦名武三熊ミマタケノウラシ之大人ナシマタタケノウラシハ遷シマツ却
崇ル神祝詞カタマリふ、次遣シマツ志健シタケ三熊ミマノ命モモ隨シマツ父事アシマツ氏モモ返シマツ事不申シマツと
ありて、此と同シマツド名義コロナ大シマツハ稱名背飯ミマナセイハ、古事記傳タヂマツ十四
七シマツ此神ハシマツ出雲ミタマツ國ミタマツ造シマツ神賀詞カタマリ、天夷アマミヤ鳥命タカヒコとシマツ同シマツ
丁シマツ神ハシマツ乃シマツ如シマツく聞シマツえスルよ、此下ハシマツ以シマツ熊野ミタマツ諸ミタマツ多船ミタマツ載シマツ稻ミタマツ
背シマツ脰シマツとシマツある、熊野ミタマツとシマツの三熊野ミタマツと、大背飯ミマナと稻ミタマツ背脰シマツ
とシマツ似シマツ似シマツ、さく波波ミタマツハシマツ比シマツと切シマツとシマツあれシマツ飯ミタマツハ脰シマツ
あり、その飯ミタマツの比シマツ、本國ミタマツを紀伊國ミタマツと出シマツ、且シマツ背脰シマツとシマツ
書シマツ如シマツ、背シマツと引シマツて呼音シマツと意シマツと出シマツ、且シマツ背脰シマツとシマツ

長き背長き脛あり、此事ハ下訓考十
別々竹田連、八束脛命ノミコト之後也と云名あり。又三熊ハ地名あるべし、神名帳
小、因幡國高草郡阿大賀都健御熊命神社あり。此を宇
志波幾坐シハキり、乃るべし。又大人ハ主と云、言の通つあ
るく、國々地々を領を云あり。亦名云云ハ、大背飯を
略て、武と云言を冠オキたるハ、武く坐り、あるべト日本紀、
茅カヤ、此亦名を細書とせんハ、後人の加筆ありと事あるべ事れど、然りへありト、又上一卷ト天熊人タケヌヒトとあ
る、人の上ニ大字脱ハリり、字志と訓スルト博識人等云。
きりうど、彼神を字志と訓事ありバ、之大人と書例あり
テ、之大二字脱ハリり、字志と訓事あり、是を通證シテ、此の
三熊之大人と同神とせんきりうど、そハ熊と云名よ
依て云きふ。是又非事あり、其故ハ天熊人タケヌヒトハ御誓
の以前の神ありこゝの三熊之大人ハ、其御誓の時サリキカハコト

成坐シテ、天穗日命アメノミコトの子アメノミコト。○還ハ麻多マタと訓べし。○不報
久思クモリひ清クモリべうクモリぞ。○還ハ麻多マタと訓べし。○不報
聞アラフハ御父神と一つふ、大己貴神を媚和ミモヤハせ事あり。古
事記曰、天照大御神之命以豐葦原ミコトセキタ之千秋、長五百秋、之水穂國者、我御子正勝モチタケル吾勝勝速日天、忍穗耳命、於天浮
之所知國、言因賜而天降也。於是天忍穗耳命、於天浮
橋シテ、志而詔之、豐葦原之千秋、長五百秋、之水穂國
者伊多久佐夜藝アリケリトナギ互有祁理告而更還上モリタマツシテ請于天照大
御神爾、高御產巢日神天照大御神之命以於天安河
之河原、神集カムド八百萬神集ヘテ而思金神令思而詔此葦原
中國者、我御子之所知國、言依所賜之國也、故以下爲於

此國道速振荒振國神等之多在是使何神而將言趣爾
思金神及八百萬神議白之天菩比神是可遣故遣天菩

比神者乃媚附大國主神
至于三年不復奏

故高皇產靈尊更會諸神問當
遣者僉曰天國玉之子天稚彥
是壯士也宜試之於是高皇產

靈尊賜天稚彥天鹿兒弓及天
羽羽矢以遣之此神亦不忠誠
也來到卽娶顯國玉之女子下
照姫亦名高姬亦因留住之曰
吾亦欲馭葦原中國遂不復命

是時高皇產靈尊恠其久不來
報乃遣無名雉伺之其雉飛降
止於天稚彥門前所植所植此
妻湯津杜木可豆此云ヨリキ之杪時
天探女天探女此云阿見而謂
麻能左愚謎

天稚彥曰奇鳥來居杜杪天稚
彥乃取高皇產靈尊所賜天鹿
兒弓天羽羽矢射雉斃之其矢
洞達雉胸而至高皇產靈尊之
座前也時高皇產靈尊見其矢

曰是矢則昔我賜天稚彦之矢
也血染其矢蓋與國神相戰而
然歟於是取矢還投下之其矢
落_○下_○則中天稚彦之胸上于時
天稚彦新嘗休臥之時也中矢

立死此世人所謂反矢可畏之
緣也

更_三ハ上訓考三卷ふ出○諸神ハ上ふ八十萬神とある
八十を略すあり此も其處小准て○會ふ上の召集
と同く○當遣者ル上ふ遣誰神とある訓ふ同ド○天
國玉ハ名義思ひ得ぞ古事記傳十三の十八丁みル、名
號_ノとも推て云バ此神住時此國土ふ降居て國經營_シ
功_ノの事あり一故_シ國魂と云天の神ゐて國魂ある
故_シ天と云ふや、今此神の子を撰出_シ昔父
の此國土ふ功有_リ由_リ國_ノ神共ル、_シ懷_シあるむ

との意もあり、古事記ト天津國玉神とある。○天稚彦
ル、同書ト天若日子とあり、さて通證フ、此神のニハ神
とも命と云ふ處一處もあらず、貶めぬ事なしべ
とある是ふ依て按フ、上の天國玉下乃顯國玉ある
ル神と云ざるハ、此天稚彦の事ふ依る形ベト、下は
下照姫ル同じ、神名帳ト出雲國出雲郡天若日子神社
二處あり、正六位上天若御子神、從五位下トあるも、此
神ト古今集序注より、此神を阿米和加美古ト云
又狹衣物語、大將を天より迎ふ來一人を阿米和加美古ト云
天より降る人をバ然云ふこそアリメトアリ、○
壯士也宣試之、是も上フ神之傑也不可試ト有訓子

同ト○天鹿兒弓天羽々矢ハ、下一書ト天鹿古弓天、真
鹿兒矢、又一書天忍日命、天津久、天、天、天、天、
羽々矢と見え、古事記ト有、天之麻迦古矢、天之波
波矢、又雉を射た天之波士弓天之加久矢とあり、同
傳十三丁小、是らを相照して考るよ、真鹿兒弓と波
士弓と一ツにて別あるぞ、鹿兒弓、鹿を射る由も、
弓矢とも其用を云ふ名、波士ハ木名、羽々ハ羽の狀
ナリ、是れ其體を云ふ名あり、云々まで古、今も獣
ハ、小獸及鳥などを射るハ、小き弓矢を用ひ、猪鹿
ど大きれる獸、弓も大きくて強きを用ひ、矢も

長きを用ひけむ故鹿兒弓鹿兒矢と云ハ、大きめの弓矢の稱なり、云々又波々矢と真鹿兒矢とも一ふり、別物もるぞ、波々矢ハ羽張矢より、羽の廣く大きいを云、あるべし、下三卷ふ天皇饒速日命の天波々矢を御覽して、彼天神の子なりと云、事の偽あるざるを知し食、又御自所御佩天羽々矢を示給ひ、かば、長髓彦が甚く踧躇キカジミふどを思て、かゝる物かども天の朝廷は、其製此國の尋常のとい遙々優て殊ある状況サマふぞ有けりとあり○以ハ捨べ○遣之古事記ふハ是以高御産巢日神、天照大御神亦問諸神等所遣

葦原中國之天菩比神久不復奏、亦使何神之吉爾思金神答白可遣天津國玉神之子天若日子故爾以天之麻迦古弓天之波々矢賜天若日子而遣とあり○不忠誠也ハ麻米奈良受と今本訓り、下十卷四十卷忠卅九卷九呂とこハ君と親ふ仕スル事あり、後ふ轉てハ夫婦兄弟訓り、朋友あどふ對スル事あり、竹取物語燕の巣くひふ其ふすめあるむ哉のとどをみて、ゆりと云ふ、君ふ仕ふを云あり、伊勢物語ふすめ男、又心もすめらざりずれバとありハ女子就て真實マコトなり、古今集序ふすめあり處より花薄穂ナスキホふ出そべき事あり

らば、又源氏物語第木、卷ふ空蟬、ふ、生めだちて云云、又
卷行ひをすめふ、給ふあとゆるハ人の眞實の心を
云ふあり、後より是を詮みて信と云。○來到ハ上の此
神の下ふ有べし、さうバ安毛利都礼杼アモリツレドと訓べけれど
も、此文ハ上ふ遣之とあるふ籠コモリであると、又此神の下
へ廻り入づき文ふるゆざれば捨べし。○即ち捨
て、○顯國玉カシクニタマハ大己貴神の亦名あり、上訖考八卷六十四丁よ出
ゆく此神カシクニタマハ上一卷ふ顯國玉神とあるふ、此ふ神宇の無
き、上ふ云ふ如く貶カミしめなづきれど、此神ハ國作坐シテ
大功イニキサナフあきら、今ハ加美と讀添べし。○子を捨て、

○下照姫シタアラヒヒメ、名義ミナコロ古事記傳十一五十八丁ふ容獅の美麗出、猶
下ふも云、ト。○亦名云云、是ハ上の亦、名健三熊、之大
人の例ハ依バ、大書ハシベキあり、然きども此紀ハ必
書格ハシガタを制ハシメルと思ハシメルざれバ、今ハ本のまゝふか
置ハ。○高姫タカヒメ、古事記ハ此、大國主神、娶ミヒテ坐胸形奥津宮スナカタオキ多
紀理カリエノニ、昆賣命ヘモノミコト、生子アサギ、阿遲鉏アタシタカヒコ、高日子根神、次妹高比賣命、亦
名下光比賣命ハシタヒメノミコトとある名義ミナコロ、同傳十一五十八丁ふ高とハ兄、
子ふ對て云ふ、高ハ天出、三代實錄四十、伯耆國正六
津アツミと云ふ同トと出、ハ國作○稚國玉カシクニタマ、古事記ハ、此
位、上天照高日女神授ハシタヒメノミコト從五位下ハシメルとあるハ、此神ハシタヒメノミコト、此
名ハシタヒメノミコト、二名とも小姫字を書きハ國作○稚國玉カシクニタマ、古事記ハ、此
坐ハシメル、大神の御女ある故、ハシメル。

ハ此御名無し同傳十三丁廿ニふ名義ミナコロ父神の御名乃大國玉ミタマ小對ミタマて此名經營ミツリハ女神ミヅクニ父神ミタマを助アシテて出ミダラシ上ミタマ下ミタマ照ミタマと云ミタマ是ミタマ就ミタマて按ミタマハ武夷鳥ミタマとある神ミタマハ邊鄙ミタマを平ミタマ給ミタマひミタマ功ミタマを美ミタマて此姫欲ミタマ神ミタマ當時威勢ミタマ有ミタマ矣ミタマむ故ミタマハ今天稚彦ミタマ此國土ミタマを得ミタマむと欲ミタマふ意ミタマかミタマ此神ミタマを要ミタマけミタマと曰ミタマり下ミタマ一書ミタマハ天稚彦ミタマ受ミタマ勅ミタマ來ミタマ降ミタマ則ミタマ多娶ミタマ國ミタマ神ミタマ女子ミタマ經ミタマ八年無ミタマ以ミタマ報命ミタマともありミタマ因ミタマ○住ミタマハ捨ミタマて○曰ミタマハ加ミタマ禮言氣良久ミタマと訓ミタマべト○吾亦欲馭ミタマ葦原中國ミタマハ漢文ミタマ書ミタマきミタマくミタマ皇葦原中國ミタマ吾ミタマと訓ミタマ欲馭ミタマを志良牟登ミタマと訓ミタマて其下ミタマハ伊比豆ミタマと讀添ミタマて亦ハ捨ミタマべト○遂ミタマも捨ミタマて○不復命ミタマ古事記ミタマ曰ミタマ於是天若日子ミタマ降ミタマ到ミタマ其

國ミタマ即ミタマ要ミタマ大國主神之女下照比賣ミタマ亦慮獲其國至八年不復奏ミタマとあミタマハ○怪其久ミタマ不來報ミタマハミタマ讀ミタマべき古事記ミタマハ天若日子久不復奏ミタマとあるミタマふ依ミタマて其字を阿米和加比古ミタマ賀ミタマと訓ミタマ不來報ミタマを加ミタマ間利言申佐謝流乎ミタマと訓ミタマ怪ミタマへ返ミタマり其下ミタマ於毛保志氏ミタマと訓ミタマべミタマ古事記ミタマハ此ミタマふ天照大御神高御產巢日神亦間諸神等云云ミタマとあるミタマを略きミタマり下一書ミタマ來ミタマ之ミタマ狀ミタマ天照大神召ミタマ思兼ミタマ神問ミタマ其不ミタマ乃ハ捨ミタマて○無名雉ミタマ古事記ミタマハ雉名鳴女ミタマと云ミタマ下ミタマ書ミタマハ無名雉ミタマ又無名雌雉ミタマとあミタマ訓ミタマ奈々志幾藝ミタマ志ミタマと今本小訓ミタマ雉ミタマハ和名抄ミタマ羽族ミタマ小雉ミタマ和名木ミタマ須ミタマ一

云木之とあり、木之とハ木を切て云ふ。万葉十一
又春鶴鳴高圓邊丹十四丁ふ武藏野乃乎具奇我吉
藝志あどなり、卷五十丁云べし。さて古事記傳十
三丁廿三小此御使ふハ名ある神をバ遣コトナガシて故小雉
鳥をチビ擇て遣ハシメテ、天稚彦アマミコト状ヨリを伺ひ視ミム
めむタシ爲ある故ふ名もるき微賤者ミツシモトを遣ハシメテ意スルて無
名タシと云ク、此度の御使ふ如カク此雉鳥チビをチビ擇て遣ハシメテき
きハ如何イカある故ハナガシ測ハシメテされど小漢籍共を見
るふ雉チビハ物聞事聰ササギく亦よく耿介ミサコを守ル鳥ありと云クれ
ばさう由ソぞ有ケルとあり。○伺之ハ宇加ウカ賀波ハ

志米と訓ハシメテ古事記シキ此紀シキ水垣宮殿ミズヒキノミヤジ歌ウカ少女ムカシメロ小字迦波カハ
久クとありアリ下シ一書フ候マツルとあるも此と同シ言ハシメテの意スル字言
意ハシメテ下シ三卷ミツガラス六ロク小穿邑ミツナカニとある宇加ウカと同シ言ハシメテ有ケルトき
て穿ハシメテ行通ハシメテ事を云ク此の宇加ウカ行通ハシメテて望視ハシメテ
ふのミ云ク言ハシメテト賀比ガヒハ辭ハシメテありアリ隨ハシメテるとハシメテの門ハシメテ
前ハシメテ古事記傳シキ此國カワリ淹留ハシメテ住居家ハシメテ此家ハシメテ何ハシメテ乃國ハシメテけハシメテがたハシメテりハシメテすハシメテ、○
注ハシメテ植字ハシメテ上ハシメテ所字ハシメテ所ハシメテ古書ハシメテふ流ハシメテ用
みハシメテ又本文ハシメテ文ハシメテ所ハシメテ依ハシメテ今加ハシメテ○湯津杜木カツラ湯津
ハ五百箇ハシメテ訓考五卷ハシメテ十杜木カツラハ下一書ハシメテ杜樹カツラ古

事記のおふ楓、又海ミ神、宮段香木云、加都良カツラアドメル、万葉七
世五セイゴ小向岡之若楓木、下枝取云云、宇鏡カツラ小椿、加豆良、
和名抄ホノ木、小楓、和名乎加豆良カツラ、爾雅云、有脂而杳、謂之
楓、又桂、和名女加豆良カツラと云り、古事記傳十三カツラ、云
桂カツラハ皇國カツラ稀カツラ古書カツラ、書カツラ、加豆良カツラと云、了趣サマハ何處カツラ
何處カツラ、偏カツラく有カツラ物カツラとぞ聞カツラ、故思カツラ、今世カツラよ多
夫カツラと云、木あり、何處カツラ多き物カツラとぞ、其狀見分難カツラきま
で桂カツラ似カツラ、かゝきバ古カツラ、小加豆良カツラと云カツラ、あべて
ハ此多夫カツラの木カツラ、其中カツラふもたまく、漢籍カツラふ云カツラ桂カツラ
此紀カツラ多夫カツラと云カツラ、よ古事記カツラ、香木カツラと

も書、字鏡カツラ小椿とみえ、又古書中昔の書カツラでふ人の
門又庭カツラあどカツラふも在カツラ、事を按カツラ、小桂カツラの方カツラ、ト又此
小杜木カツラ書カツラ、古杜、字を當カツラたるハ心得難カツラれど、字
鏡カツラ小杜カツラ毛利モリ、又佐加木サカキとあるを按カツラ、小彼、今云多夫カツラの木
ハ殊カツラふみづくカツラく、甚カツラく榮カツラや木あれば、上代カツラよ是
をも榮木カツラふ用カツラみ、又神社カツラあどカツラ殊カツラ多く有カツラ、けむ故
ふ、やがく毛利モリ、此字カツラを用カツラひ、ト万葉十カツラ
志良加志シラカツラも白杜樹カツラと書カツラ、加志カツラをも古カツラ、ハ榮樹カツラと用
カカく、是彼合せく按カツラ、女加豆良カツラと云カツラ、杜木の字
を當カツラたるなりと云カツラ。○訓注の也ハ衍カツラと思カツラハされバ

今ハ捨フ○抄ハ古受惠と訓ベト、和名抄木小梢、和名
古須恵枝梢也とあり、○止ヘ返リテ、袁利幾と訓ベト、
古事記曰、於是諸神及思兼神答白可遣、雉名鳴女時詔
之、汝行問天若日子狀者、汝所以使葦原中國者、言趣
和其國之荒振神等之者也、何至于八年不復奏故爾鳴
女自天降、到居天若日子之門、湯津楓上而言委曲如天
神之詔命とあり、下書初メハ此、小時高皇產靈尊勅
曰、昔遣天稚彦於葦原中國、云云久不來者、蓋是國
神有強禦之者、乃遣無名雄雉往候之、云云故復遣無名
雌雉メキシコともあフ、○時ハ古乎、○天探女古事記少々天佐
丁

具賣とみえ下一書ふ、時有國神号天、探女と云、人和
名抄鬼魅、日本紀云、天探女、和名阿麻佐久女、一云安
萬乃佐久女、口決ふ、天探女者、從神讒女也と云、纂疏
天稚彦之侍女也と云、古事記傳十三丁卅一、或人云、
天探女、他心多邪思也と云、此意アラベ、今世の諺
人云、天之佐古と云ハ此名なり、其も左右と云、万葉三
廿二、久方の天之探女之石船乃泊師高津者、淺爾家
留香裳と詠、此探女ハ天と云名を負だれバ天より
ハ天稚彦が天降し時漏て降き了神天、探女磐船より
て、此よ至了、天磐船の泊る故ニ、高津と引と、代匠記
あり、然るよ下、一書ふ、國神とあ通證六九ふ、大和本紀
傳の混乱なる所云べし、

云攝州西生郡ふ天探女神社ありと云ふ○奇鳥奇ハ
阿也志幾と訓べト今本メヅラシキと訓るもあ○來
居杜抄抄ハ幾と訓べト上ふハ古受惠と訓然訓てハ文
事記曰爾天佐具責聞此鳥言而語天若日子言此鳥其
鳴音甚惡故可射殺云進と見え下一書ふ時有國神
号天探女見其雉曰鳴聲惡鳥在此樹上可射之あと
古呂志幾と訓べト此字ハ鳥獸もどり死ふ書るあり
了此ふハ略きるるハ聞えぬ事あり○射雉斃斃ハ
和名抄毛群類より禮記云四足死日殯とあり○之ハ捨て○洞達雉胸洞達ハ
登保利と訓べト古事記小自雉胸通而とあり○座前

也ハ美毛登と訓べト助字同記曰即天若日子持天神所賜天之波士弓天之加久矢射殺其雉爾其矢自雉
胸通而逆射上逮坐天安河之河原天照大御神高木
神之御所とあり○見ハ美曾奈波須と訓事上訓考三
五丁又出○則ハ捨て○昔ハ佐幾余今本イムサキとあ
るべしされど佐幾と云バ○我ハ捨て○矢也ハ序曾
小羽と讀添染ハ都氣流と訓べト○蓋ハ氣太志と訓
べト此言ハ漢籍より例もて本よりの皇國言ふある
ら矣玉勝間八の廿二丁又漢籍より蓋と云字ハ凡方物を推量て
定たる處よ置る格より見ゆるを万葉より此詞の折々ある

を考られバ漢籍あるとハ意も云ざぬ少々替て、若
かくもあゝむりを云ふ處ふ用ひたり、二卷不古ニ戀
らむ鳥ハ霍公鳥蓋一ノ鳴ト吾戀了如、凡て聞多
くきやうまきど是を霍公鳥ハ古を戀了鳥ト云ふ
きば今鳴つるも吾如くよ古を戀て鳴くるふやあレ
ムと云意ありと云きて猶例を引て云きだり、是
ハ下の事を推量て云言あり毛志と訓む○相戰戰ハ
下三卷十三丁哆哆奈梅豆云云易喻耆摩毛羅毗多々
介陪磨云云と云り古事記言意ハ手々交あらず、○
然歟ハ加々流加毛と訓べト加々流ハ如此有の加阿
を切て云加毛ハ万葉一丁よ釤著手節乃崎爾今毛加
母大宮人之玉藻薦良武又吾妹子乎去來見乃山乎高
三香裳日本能不所見國遠見可聞又廿九君之當者不

所見杳聞安良武、あどあるより多くほの詞より加ハ
疑詞母ハ添たる言也ト○於是ハ捨て○取矢還投下
之其矢ハ先取の下は矢字ハ捨て下の其矢より讀初
め、取へ返りて登良志氏と云み還投ハ續て讀下之の
二字ハ捨べト古事記曰故高木神告之此矢者所賜天
若日子之矢即示諸神等詔之或天若日子不誤命爲射
惡神之矢之至者不中天若日子或有邪心者天若日子
麻賀礼云而取其矢自其矢穴衝返下者と云リ○落下
を讀時ハ上の取矢云云其矢落下と讀べき文ありさてハ
失と云言難り不煩らハシ又落を於知と訓むい
あり、そハ於知ハ自ら落事あるをくハ
高皇產靈尊の御手より還投給つるあきばる二字

捨て○則も捨て○胸上ハ下、一書ふ、高胸此云多歌
牟那婆歌、古事記み、中天若日子寝胡床之高曾坂以
死とあるふ依て訓べト、同傳十三小解の坂あり、高
きを云名を式の遷却崇神祠祝ふ亦遣志天若彦毛返
りと有て、又式の遷却崇神祠祝ふ亦遣志天若彦毛返
事不申氏、高津鳥殃爾依氏立處余身亡支とあるハ御
使乃雉を射く、依て此殃ふ遭ふを云て、高津鳥
の事乃殃と云意ありとゆる。○新嘗ハ、上一卷御誓段
一書
ふも如此書ふを於保余倍と訓ふハ朝家のより屬ての
事、此ハ私ニ爲ふ事あれバ、於保を略て、余比那倍と訓
べト新之鑑の能阿を約て那と云う、此言も私ニ爲ふ事も上訓考七
四丁

ふ出○休卧之時也ハ古事記ふ寝胡床之とゆるよ依
て、祢也須米流時余那毛と訓て之ハ捨べー今本ネフ
アキ、字ニ就て云ふあり、そハフセル寝を夜須武と云
ル寝事あきバあくらぞされど寝を夜須武と云
事、上訓考五卷ふ出○中矢ハ古能也曾岐豆と訓べト
今本ニヤニアタリテと○立死立ハ今本多知登古呂
アムハ古文の格也と○立死立ハ今本多知登古呂
と訓ふ、上ニ引る遷却崇神祝詞小立處とあれバ、是
よりト又死ハ彼祝詞の續祝詞亡支とあるよ依べ、
下廿九卷丁ふ小身命亡之とゆり○此世人云云ハ
上古より云來り一事ぬるべ事きど今傳ハラモ、口決
人箭入之時、敵射返其矢則先利と云、こハ中昔キヤ
ル、かゝる事有レ、太平記ニ本間孫四郎遠矢事と云

て射だる矢を乞ふ敵より矢を射返せ事あり。さて本間が大將方の轉終ふ敗軍は是らむ返矢ふ當る。かされど是ハ其矢古事記よりハ此文無ト。○可畏ハあらず。猶考ふべし。

今本伊牟倍志と訓るより。上一卷十三。ふ今世人夜忌ニ一斤之火又夜忌擲擲。あとあるふ同ド。○之ハ捨て、

○縁ハ古登能母登と訓べト。ハ訓

之本と云。此言上訓考五卷よ云り。

天稚彦之妻下照姫哭泣悲哀

聲達于天是時天國玉聞其哭

聲則知夫天稚彦已死乃遣疾

風舉尸致天便造喪屋而殯之

卽以川鷹爲持傾頭者及持帚

者一云以雞爲持傾頭者又以雀

爲春女頭者亦爲持帚者以傾

爲尸者以雀爲春女以鷦鷯爲安
哭者以鷄爲造綿者以烏爲宍
人者以允任事而八日八夜啼哭悲
衆鳥任事也與味耜高彥根神友善此云報
歌先是天稚彥在於葦原中國
須岐故味耜高彥根神昇天平

喪時此神容貌正類天稚彥平
生之儀故天稚彥親屬妻子皆
謂吾君猶在則攀牽衣帶且喜
且慟時味耜高彥根神忿然作
色曰朋友之道理宜相弔故不

憚汗穢遠自起哀何爲誤我於

亡者則

拔其帶劍大葉刈

云我

里

亦名

以斫仆喪屋此卽落而

云我

神

度劍

以研仆喪屋此卽落而

云我

爲

山今在美濃國藍見川之上

喪山是也世人惡以生誤死此

其緣也

哭○哀ハ捨べト○達于天、達ハ此次子聞其哭聲とあ
きバ今本幾古由と訓るもト古事記云、天若日子
之妻下照比賣之哭聲與風響到天と云り、此時ハ上一
卷九丁ふ天地相去未遠とある如く往來も有りてかき
バ聲も聞えぬ。べト○則ハ捨て○知夫天稚彦已
死此中の夫とは此言を置べき處すありぞ、次の己も
同己ハ捨て、きて死を知るとあるハ古事記傳十三
四十、允て人の死りぬるを悲て哭みハ、其人の此世
五丁ふ

小有^{アリ}一間^{アリ}の事あどを言續け、又人麻呂朝臣乃妻^{アリ}後
一時の歌^{万葉} 小爲便乎無見^{スベナミモガタ}妹之名喚而袖曾振鶴と
詠^{シカ}る如く、其名をも呼故^{シテ}、今彼哭聲を聞て、天稚彦が
死り^{シカ}事^{シカ}を知^ルありと出^ル。○乃ハ捨て、○疾風ハ和名
抄^{風雪} 小暴風漢語抄云、八夜知^{ハヤナキ}、又乃和木乃加世^{カゼ}
ト可^リ、さて八夜ハ字の如く疾^ヤにて烈敷^{シキ}を云、知^ハ上訓考
三丁^{アリ}ふ風を志^シと云て知^ハ其^{アリ}云、^{アリ}通證^{シテ}よ是^シを今俗^{ハシマ}波^{ハシマ}夜^{ハシマ}五卷
らむ沖^{カミ}の波^{カミ}夜^{カミ}豆^{アリ}や強^{カミ}、生田の儀^{ミツタ}より寄^リ鉤^{カギ}舟^{カヌ}と
ありと云^リ、上^{アリ}云^リ、志^シを通^{ハセ}く知^ルと云、又
豆^{アリ}ふ轉^{カミ}て云^リ、又通證^{シテ}よ袖鍵^{スリマツキ}之手網^{ハシマ}手^{アリ}ど
の手^{アリ}とあり、竹取物語^{アリ}も大伴御幸^{アリ}、大納言^{アリ}の
海^{アリ}ふ出給^{アリ}ふ處^{アリ}、ちやても風^{アリ}
○戸ハ下三卷丁^{アリ}七^{アリ}又陳^{アリ}其^{アリ}

屍^{カツラ}とある屍をも加婆祢と訓ひ古事記^{明宮段} ふ大山守
命乃沈入給^リ處^{アリ}小掘^{カギイタス}出其骨^{カキヲ}ともあ^リ、同傳卅三十六
丁^{アリ}小本屍の年を經て骨の限^{ホメ}小名^{カギ}ふを云^フす、
出た^リ所^{アリ}べ^トと云^リ、さき^ハ此^名下十五卷十一
骨理處^{アリ}十九卷廿丁^{アリ}、骨積^{カキ}於巖岫^{カキ}、万葉十八の廿一丁^{アリ}
海行者美都久屍^{アリ}、山行者草牟須屍^{アリ}、年經^{アリ}、骨^{アリ}
云^フハ少^{アリ}ひて、此^云云^フも違^{アリ}如^ク、^{アリ}て殺^{アリ}され^リを如^ク此^云ハ唯^{アリ}死^{アリ}體^{アリ}奈^{アリ}幾^{アリ}賀良^{アリ}と云^フ
時天稚彦之妻子從天降來將^{カナヘトキラ}柩上去而於天とあり、さ
て古事記^{アリ}ハ在天天若日子之子天津國玉神、及其妻^{アリ}、
ハ波^{アリ}と○舉致天ハ天爾取阿碍豆^{アリ}と訓^{アリ}、下^{アリ}一書^{アリ}
切^{アリ}、○舉致天ハ天爾取阿碍豆^{アリ}と訓^{アリ}、下^{アリ}一書^{アリ}

子聞而降來哭悲乃於其所作喪屋而とありて此國土
かくの事歟り、もと傳ハ異あれども古事記より下
一書ある歌ふ阿妹奈屢夜とあれば此國土るくあ
せ事小傳誤りあり天より此喪の事あせと云ひ
仇丁少稚日女尊の驚而墮機以所持拔○便ハ捨て○
傷體而神退矣と云事もあきばかり○便ハ捨て○
喪屋古事記より於其所作喪屋と云ひ同傳十三五丁
少喪てふ言ハ麻賀事の切りたるより麻賀を切ぎバ
切れば母とある死たる事のみあるが何事よ
され凶事を云ふか限者平氣久安久母阿良年遠事母
無裳無母阿良年遠十五の廿五丁少伊麻太爾毛奈
久由可年登又廿九丁少多婢爾豆毛母奈久波夜許登
六帖又伊勢物語み我まゝ裳ありぬ
べき哉あとある母那久ハ無恙と云意ありきて死ハ有
ぐ中少も凶事ある故ふ其時の事を允て母と云て
喪字を當びりかくて喪屋ハ屍を設置て其事共を行
ふ處あり古天皇の崩時葬奉了までの間殯宮と申セ
ふ坐せ奉て阿賀利奉例を思ふ上代少ハ凡人の
も喪屋を作りあるべとてノ屋ハ上訓考七卷ふ出
此も今世云屋舗の内○殯之二字し此言訓考五卷
ふ別々作きるを少十五丁少云りきて此國土ふて死了者云云言あ
ふを此も下二書も天の事あれば然云事ハ有ざ
きば捨べて書きあるべ○川鷹ハ古事記傳
十三六丁少此名此と下海神宮段一書少時有川鷹

ある二ヶを除く餘の見る見えば、さうハたゞ鷹をかく
も云ふりとあり、今按小鷹ハ下十一卷丁より於茨田堤
鷹産之とゆりて大御歌ふ多葬耆破屢宇知能阿曾
儻虚曾破豫能等保臂等儻虚曾波區珥能那餓臂等阿
耆豆辞葬挪莽等能區珥々箇利古武等儻波企箇輸挪
と詠せ給ひ一、武内宿祢答歌ふ云云阿企苑辞摩
挪莽等能俱珥々箇利古武等和例波枳箇儒とあれ
ば今の鷹ハ神代より無て別よ川鷹と云、一種有り
そハ絶けろあるべし、さて鷹ハ和名抄羽族、又毛詩鴻
鷹篇注云、大曰鴻、小曰雁、和名加利とあり、
鴻字鏡みる
宇加利とあ

名義ハ冠辭考家つ鳥ふかりと鳴ふ、加利と
云りとゆり○持頸頭者古事記ふハ岐佐理持とあり、
同傳十三七丁ふ私記師說葬送之時載死者食片行之
人也と云り此說持頸頭の字ふ抱ハトで如其注せし
ハ如何様ふも據有つと見外是より從べ下武烈卷より
陪母理施摩暮比你殊通佐陪母理處へ影媛が遂行て詠了歌ふ艳摩訥你播伊比佐
云云とあるハ事貌よく載はく持頸頭とハ、以ひある
死者食片と云ふ似く人ふく書きぬよふ不詳とあり、今按よ者ハ毛能
と云ふ當られりあり、次乃持帚者又哭者また造綿者
あど皆同ド者よ依バ者ノ誤り又尸者冥人者ノニハ

餘のを者と書き、又引きて字面の潤色を書き、か
コボト、されば今者ハ捨つ、下皆同ト。○持帚ハ古事記
傳十三云葬の時、帚を持って出、己が住柏崎里にて、ハ帚
必梶を出せ、跡を掃く。○雞ハ古事記八千矛神御歌又下十
七卷丁あとの歌云迦祁とあり、此鳥和名抄より見え
む、古事記傳十一の十二丁云此鳥の本名ハ迦祁也。
を人家の庭に住故云庭鳥と枕詞云、事野津
島と同様然云を後云庭鳥との事。○鳥とあひきて此一書ハ本文
云呼て迦祁と云名ハ失ぬとあひきて此一書ハ本文
ふ川鷹一、二役持了其を分たる傳あり。○雀ハ和
名抄羽族云雀和名須々米古事記朝倉宮段云爾波須
受米云此紀ト是彼見ム。○眷女ハ上云云了如く
云云稱あり、ちく此役ハ和名抄祭祀具云粢餅漢語抄云
云稱あり、粢之度岐祭餅也、糧米漢語抄云加之與
萬之祿とあり粢米今云白鱈裸糧米云享神也和名久
然き上代云殯ゆも此等の奠し其米を眷女あるべ
とあり、又通證云雀取躍而不歩如眷也と云り然もあ
コボト。○一云乃の乃ハ捨コボト。○鳩ハ古事記八千矛
云、蘇爾杼理和名抄羽族云爾雅集注云鳩小鳥也、色青
翠而食魚江東呼爲水狗和名曾比文德天皇錄用魚虎

鳥三字魚虎見兼名苑等とあり。字鏡又鷦鷯曾余とある。古事記傳十一丁セふあり。是ハ今世小川世美と云るものより、塗囊抄少微と云り、曾比少微世美と云ふ。皆蘿余を訛るあり。綠色と云ひ、翠鳥色のと云ふ。通證より此鳥能取魚也とあり。さて古事記より此鳥を爲御食人とあり。○戸者ハモノマサと訓る。乃字より引け。潤色より書き。古事記傳十三より古事記より。此事上より云り。古事記傳十三より古事記より。是と造綿者ハ無し。戸者と云物ハ甚疑。其故ハ先漢國小戸と云者ハ神像也と礼記よりて。先祖の祭祀み設る。ものあり。男を祭る。男、女を祭る。女を用うきて。そハ孫を爲王父戸とありて。孫を戸ふ。子を父とて。祭事あり。されど此戸と云ふ。或れど當らぬ。や。母能麻佐ハ漢籍を讀とて設たる戸の訓を此段より似つゝハキ事と思ひ。後人の書加へたるふやあり。若然らば漢國ふて。始無き例あれば當らぬ事あり。若又上代小殯。母能麻佐と云。もの實有。しき。必漢國乃戸とハ異あり。けむ。此戸者と書。口決。戸者ハ著死衣而謁平と云ふ。死人の著衣を著て平ふ來る人ふ見ふ人と聞えて。漢の戸とハ同ト。ぬを。漢籍。當時。風俗の有。ふやあり。其若古よりあり。一事あり。バ。戸書き。ふや。右左。ふ疑。ハ。と。なり。○鶴鷦鷯上訓考八卷。出。

鳥三字魚虎見兼名苑等とあり。字鏡又鷦鷯曾余とある。古事記傳十一丁セふあり。是ハ今世小川世美と云ふ。皆蘿余を訛るあり。綠色と云ひ、翠鳥色のと云ふ。通證より此鳥能取魚也とあり。さて古事記より此鳥を爲御食人とあり。○戸者ハモノマサと訓る。乃字より引け。潤色より書き。古事記傳十三より古事記より。此事上より云り。古事記傳十三より古事記より。是と造綿者ハ無し。戸者と云物ハ甚疑。其故ハ先漢國小戸と云者ハ神像也と礼記よりて。先祖の祭祀み設る。ものあり。男を祭る。男、女を祭る。女を用うきて。そハ孫を爲王父戸とありて。孫を戸ふ。子を父とて。祭事あり。されど此戸と云ふ。或れど當らぬ。や。母能麻佐ハ漢籍を讀とて設たる戸の訓を此段より似つゝハキ事と思ひ。後人の書加へたるふやあり。若然らば漢國ふて。始無き例あれば當らぬ事あり。若又上代小殯。母能麻佐と云。もの實有。しき。必漢國乃戸とハ異あり。けむ。此戸者と書。口決。戸者ハ著死衣而謁平と云ふ。死人の著衣を著て平ふ來る人ふ見ふ人と聞えて。漢の戸とハ同ト。ぬを。漢籍。當時。風俗の有。ふやあり。其若古よりあり。一事あり。バ。戸書き。ふや。右左。ふ疑。ハ。と。なり。○鶴鷦鷯上訓考八卷。出。

○哭者ハ古事記フ哭女トアリフ依テ奈伎米ト訓ベ
1、こハ通證フ嘗聞紀熊野若家有死者庸饑舌婆子令
之哭告鄉黨隨價高低有哭泣輕重ト云々此風俗を聞
て上代思ひやうきなりまでは是を鷦鷯ふ負せんヘ此
鳥取其來千簷下善鳴也ト云々までは上下の者ハ皆捨
つきども此ハ春女の例より者ハ女と云ふ當て訓
べ。○鷦鷯ハ和名抄羽族小本草云鷦鷯一名鳩和名土比
又日本琴段下三卷十四丁フ金色靈鷦鷯とありて仍号鷦
鷯今云鳥見是訛也あど見ゆ鳥見と云を訛きるあり
とあれども既く長髓彦を登美毘古トモ云其妹をり
此紀ふハ鳥見屋媛とあれバ當時トキ登晚トヨとハ云矣
説あきど信られぞ者之人耳とあるを古事記傳十三
又其計の綿シナいさくらぬきば其造者とく別よ充へ
くもあゝ老故按ふ屍のやうがきむ料ふ棺内の空
處を上代ハ綿シナいてぞ填めけむ其綿ハ多く入事あれ
バ其造者を云ふやされど是ハ以と定めざとき事ある
モウ一とあ。○鳥ハ和名抄羽族小鳥和名加良須古事
記小八咫鳥此紀小三足鳥赤鳥万葉七セ五小曉跡夜
鳥雖鳴あどあり名義ハ冠辭考家つ鳥小加阿々々と
鳴聲もて負たりとあり○宋人者宋ハ今本完ふ誤る

○哭者ハ古事記フ哭女トアリフ依テ奈伎米ト訓ベ
1、こハ通證フ嘗聞紀熊野若家有死者庸饑舌婆子令
之哭告鄉黨隨價高低有哭泣輕重ト云々此風俗を聞
て上代思ひやうきなりまでは是を鷦鷯ふ負せんヘ此
鳥取其來千簷下善鳴也ト云々までは上下の者ハ皆捨
つきども此ハ春女の例より者ハ女と云ふ當て訓
べ。○鷦鷯ハ和名抄羽族小本草云鷦鷯一名鳩和名土比
又日本琴段下三卷十四丁フ金色靈鷦鷯とありて仍号鷦
鷯今云鳥見是訛也あど見ゆ鳥見と云を訛きるあり
とあれども既く長髓彦を登美毘古トモ云其妹をり
此紀ふハ鳥見屋媛とあれバ當時トキ登晚トヨとハ云矣
説あきど信られぞ者之人耳とあるを古事記傳十三
又其計の綿シナいさくらぬきば其造者とく別よ充へ
くもあゝ老故按ふ屍のやうがきむ料ふ棺内の空
處を上代ハ綿シナいてぞ填めけむ其綿ハ多く入事あれ
バ其造者を云ふやされど是ハ以と定めざとき事ある
モウ一とあ。○鳥ハ和名抄羽族小鳥和名加良須古事
記小八咫鳥此紀小三足鳥赤鳥万葉七セ五小曉跡夜
鳥雖鳴あどあり名義ハ冠辭考家つ鳥小加阿々々と
鳴聲もて負たりとあり○宋人者宋ハ今本完ふ誤る

今改むさて古事記ニ御食人とあるニ依テ美祁毘登
ト訓べト、今本シ、ヒトと訓り、下廿一卷十一丁ニ
ミベト、食ハ飯又諸菜を云、古事記ニハ此役ハ翠ニ爲
せたり傳の異あるあり、彼記曰、河鴈爲岐佐理持鷺爲
掃持翠鳥爲御食人雀爲碓女雉爲哭女とあり、○衆鳥
ハ登利杼毛と訓べトさて此より以下の文ハ本文ニ
得るべき事也、○任事ハ今本コトヨサスと訓き
のミ云て、鳥あどふ古事記ニ爲を皆奈志と訓ふ依
ハ以うれあれバ、古事記ニ爲を皆奈志と訓ふ依
て、古登乎奈志幾と訓べト、同記ニ行定而とあり、○
而ハ上ニ爲春女而と讀格ニ置き、加久志氏と訓べ
ク又ハ漢文の格ニ置き、

ト、ある上一云、ニ任事、又古事記ニ行定而と云、ニ當れ
リ、ちく同傳十三ニ此喪の役共を如此皆鳥共ニ任セ
たるハ如何ある故とも未慥ニハ思ひ得ぞ、姑く纂疏
ニ、稚彦有雉禍故ニ衆鳥任葬官類之也、トニシニ依テ
有、あむ久凡て神代ニハ尋常の意を以てハ測難き事
ぞ多かるとあり、○八日八夜ハ比也加余也余と訓べ
ト、古事記ニ、日八日夜八夜以とあり、同傳十三ニ凡て
日又夜と云、言を添て云々、古言の格ニハ有ける、此
のハム例也彌の意ニ、幾日ルと云、意ル、又正しく八
日八夜ふともあるべーとあり、○啼ハ捨て、○歌ハ古

事記フ日ヒ八ヒ日夜ハ夜ヨ以アシ遊キ也トあり宇多比志奴毘幾アシ
と訓アシト宇多比ウタヒとハ殯時モ樂ルセタ事ハ上モ引フ古
事記フ遊アシ也トある是アリ同傳トシ十三フ古事記トシ此ハ
御國ミツクニの古禮コリを忘スルきてシテひだぶフ漢書カンブ古意コウイ小掛コハツ了ル
されタムの歌ウタ悲歌ヒガとハ古傳コトヒ之ミくハ古意コウイ小掛コハツ了ル
之ミをハ歌ウタとハ歌ウタとハぞ樂ルふ猶下ヨリシテ十三フ卷ハ天皇
之ミをハ歌ウタとハ歌ウタとハぞ樂ルふ猶下ヨリシテ十三フ卷ハ天皇
崩坐ハシマリ處フ新羅王スルガノミコト聞ヒシタ天皇既崩ハシマリ云ハシマリ自ハシマリ難波ハシマリ至ハシマリ千
京ヒガタ或哭ハシマリ或歌ハシマリ儻ハシマリ遂參ハシマリ會ハシマリ於殯宮ハシマリ也ト廿九ハシマリ卷ハシマリ天皇崩坐
一處ハシマリ云ハシマリ云ハシマリ次國々造等隨參ハシマリ赴各誅ハシマリ之ミ仍奏種々歌
儻ハシマリ三十ハシマリ卷ハシマリ元年春正月丙寅朔ハシマリ皇太子率ハシマリ公卿百寮等ハシマリ
適殯宮ハシマリ而ハシマリ云ハシマリ樂官奏樂ハシマリ又ハシマリ二年十一月ハシマリ此ハシマリ事ハシマリ有ハシマリ
奏ハシマリ節儻ハシマリ與ハシマリ此ハシマリ時ハシマリ奏ハシマリ節儻ハシマリ與ハシマリ此ハシマリ事ハシマリ有ハシマリ

あどありゆく此歌と云ハ何を詠ハシマリふや宮御代ハシマリ、雷
を捕ハシマリへハシマリ小子部ハシマリ栖輕ハシマリ事を記せハシマリ段ハシマリ又ハシマリ雷
皇勅ハシマリ留ハシマリ七ハシマリ日ハシマリ七ハシマリ夜ハシマリ詠ハシマリ彼ハシマリ忠信ハシマリと
をハシマリ詠歌ハシマリ一ハシマリめ給ハシマリひハシマリか按ハシマリ小ハシマリこハ後ハシマリ小誅ハシマリと云ハシマリあるべ
くハシマリそハ歌を謡ハシマリふ故ハシマリ小宇多比ウタヒと云ハシマリ其謡ハシマリふ詞ハシマリを差ハシマリて志
奴毘古登ハシマリと云ハシマリるハシマリむこハ神代ハシマリ死人ハシマリの生涯ハシマリ間
の勲功ハシマリを稱ハシマリて其ハシマリを謡ハシマリひハシマリ乃ハシマリ、志奴毘古ハシマリ下ハシマリ世
ふ見ハシマリえて崩ハシマリ坐ハシマリ天ハシマリ皇ハシマリの、御生涯ハシマリ間ハシマリの事をハシマリ申ハシマリせハシマリふ
てハシマリ其ハシマリ時ハシマリ莫品ハシマリ又ハシマリ皇祖ハシマリ等ハシマリ之ミ騰極ハシマリ又ハシマリ臣連ハシマリ先祖ハシマリ等
所仕ハシマリ狀ハシマリをハシマリ申ハシマリせハシマリるハシマリ、誅ハシマリ字ハシマリ累舉ハシマリ其ハシマリ平生ハシマリ實行ハシマリ爲ハシマリ誅ハシマリ
而定ハシマリ其ハシマリ謚ハシマリ以ハシマリ称ハシマリ之ミと玉篇誅ハシマリ註ハシマリふあハシマリるハシマリ、
されば此ハシマリハ天稚彦ハシマリが生涯ハシマリ間ハシマリの事をハシマリ歌ハシマリひハシマリ忍ハシマリせ
りハシマリべトハシマリ上ハシマリ引ハシマリ了ハシマリ小子部ハシマリ栖輕ハシマリ事ハシマリ後ハシマリ云ハシマリ誅ハシマリふ
小誅ハシマリ當ハシマリ之ミ誅ハシマリふ

高彦根ハ天津彦根ありと同林名ありと出船ハ志貴門郡高岸郷所造天下大神御子阿遲須枳高日子命甚晝夜哭坐仍其處高屋造而坐之卽建高椅而登降養奉故云高岸生仁多郡三澤郷大神大穴持命御子阿遲須伎高日子命御鬚髮八握于生晝夜哭坐之辭不通粗神御子乗船而率巡八十嶋宇良加志給勒猶不止哭之云云あど云事見か○友善ハ宇流波志幾登毛と訓べ、下九卷丁ふ善友古事記處ふ、愛友あどあひ、同傳十三丁六十、凡て友の交乃睦トキをバ宇流波志と云、久きて此二神の交遊ハ天稚彦の此國ふ降て後よ

朝倉宮御世の頃までハかくぞ有けむさて此忍と云ハ戀志奴夫ふく天稚彦を慕ふ歟、此事訓考五卷八十九丁云、りきく何の故ぞと云、又先人死るハ彼天照大御神の天石屋ふ籠坐て世ハ闇夜ふ成り、ふ類く故み、其時の故事をうびて歌樂て其人を復此世より還り給つて招禱の意より起きりとあるハ樂と云事を主とて云きくふく違もく委き事もあかりき猶謀ハ訓考四十七卷七十丁云、べし。○今世日蓮派の僧人を葬時其死人の佛道ふ勤仕事を云、あるハ此故事乃中世中で存不失を取用ひ、久但しきる意ハあくべからずおもてふ今時の僧乃あをひだらるゝ也ハ、とそれからまれ上代の趣みハかるつるやく。○也ハ、登幾ふ當て訓べト○味耜高彦根神古事記あり阿遲志貴高日子根神とみ、上廿一丁小古ミナコロ事記を引く、名義ハ同傳十五丁ふ味可美と同意ゆく旅名耜城ふく、城の固きを以て賀たる名ふや、

りの事あるべし、云々下照姫は母兄神又坐バ、ゆう
リも甚親き歟、神名帳不、出雲國出雲郡阿遲須伎神
社、天若日子神社と並び載り、文德實錄三、出雲國阿
遲須伎高彦命神授從五位下とあるハ、此社乃るべし
と出○平喪、ごハ友みく坐故、其喪屋へ來坐スあり、
まく然平ハ御身穢坐事をバ知レ食共、友ハ如此こそ
有ベリ、下小墾田宮元年五月百濟翹岐從者一人死
果テ不歸喪、凡テ百濟新羅風俗有下死亡者難トノ
婦、殊永不自看、以レ此而觀無レ慈之甚、豈別禽獸とある異
國の風俗を見スベし、御國如此喪屋へ平來坐て、御身
穢給ふをバ、祓シ清めり給ひ一あるベリ、れど其事

ハ此ふ要あき事あれバ、略かれ一あり、今世此穢を忌
善友の死一處、往々人もあるハ、上ふ引、百濟
の風俗みく、皇國魂一ひふハあくぎあね、きく死
一處へ行て後身滌をあく、得てハ身ハ清きるものあ
り、此身滌ハ必水みくあきをとり、湯ふ入て、其身を洗
云を滌とハ○容貌ハ加保と訓ズ、此事古事記傳十三
云五十小此妃、容姿形容形姿貌容客止ふどをも、皆然
九丁訓り万葉ふも姿貌容あどあり、加保とハ先ハ
醜の形様を云、名みく、惣ての身體の形様すを兼さ
り、右の字共みくも心得べし、此の二神の似みくも、た
だ面のさまのまくを云、ありと出下十卷丁四、武内宿禰
の身の形様を云、ありと出下十卷丁四、武内宿禰
矣、甘美内宿禰廢兄即讐言、云々、於是壹伎直、真根子者
其爲人能似武内宿禰之形、云々、時人每云僕形似大臣
故今我代大臣而死之、以明大臣之丹心、則伏劔自死焉

トモリ、是ハ形^{アヒ}とありて、容貌の事ハありきど
あり、されば古事記カホ傳の説以とより、加保と云義ハ、玉だすき四十五丁
加保^{カホ}と云ハ、赤穂の省語ある、そハ祝詞小^{コロ}丹穂爾^ホ
膳食^{セイシキ}とある、穂^ホハ赤き餘光を云あり、万葉ふ紅^{レバ}衣染^{ムツル}
べニの丹^{タマ}ハ土、穂^ホハ餘光を云辞と聞ゆと出^{アリ}此^シ丹^{タマ}ハ
赤^{アカ}きを云言あり、^アハ違^{アリ}此^ハ○平生之儀、平生を、今本伊祁利志^{イケリシ}
時と訓^{アリ}、從^{アリ}儀ハ佐麻と訓ベト、○正類へ返りて、
以^シ登與久爾多利幾と訓^{アリ}、古事記ムハ、其過所^{アリ}以^シ者
此^ニ柱、神之容姿甚能相似とあり、○親屬ハ、同記^{アリ}ム、其父亦とあれバ、知々麻多と訓^{アリ}、今本チ、ウカラヤ
父^{アリ}と見^{アリ}、此^ノ御名とあれバ、下照姫^{アリ}ム、故^{アリ}伊呂妹高比賣命思^{アリ}顯^{アリ}、其御名とあれバ、下照姫^{アリ}ム、故^{アリ}
ふハ阿遲志貴高彦根神ハ此下照姫の母兄^{アリ}ム、故^{アリ}伊呂妹高比賣命思^{アリ}顯^{アリ}、其御名とあれバ、下照姫^{アリ}ム、故^{アリ}
かく^{アリ}見混^{アリ}ふ事ハあらざるあり、此^ノ紀ふても天稚彦^{アリ}の死體^{アリ}を、天^{アリ}持還^{アリ}ぬ^{アリ}時^{アリ}、下照姫も天^{アリ}上^{アリ}り
此^ノ紀ふ妻子とあるハ漢文^{アリ}ふ引^{アリ}きて書き^{アリ}、^{アリ}實^{アリ}、後^{アリ}人此^ノ紀ふ依^{アリ}て、子^{アリ}ハ加^{アリ}、^{アリ}あ^{アリ}ベ^{アリ}、^{アリ}そ^{アリ}ハ其^{アリ}下^{アリ}、文
妻の^{アリ}あり、^{アリ}然^{アリ}きバ古事記^{アリ}ム妻子とある、^{アリ}父^{アリ}亦其^{アリ}妻^{アリ}皆哭云とあり、^{アリ}子^{アリ}字^{アリ}、^{アリ}父^{アリ}亦其^{アリ}妻^{アリ}皆哭云とあり、^{アリ}子^{アリ}字^{アリ}、^{アリ}又^{アリ}又^{アリ}
字^{アリ}を脱^{アリ}、^{アリ}○皆^{アリ}ハ捨て、^{アリ}○吾君ハ今本シナキと訓^{アリ}ハ、^{アリ}八丁^{アリ}、^{アリ}背^{アリ}那^{アリ}君^{アリ}の轉^{アリ}、^{アリ}天稚彦^{アリ}を指^{アリ}て云^{アリ}、^{アリ}○在^{アリ}ハ、^{アリ}麻^{アリ}
志^{アリ}祁^{アリ}利^{アリ}と訓^{アリ}、古事記^{アリ}ム我君者不死坐祁理^{アリ}とあり、

○則ハ捨て、○衣帶ハ漢文古事記、手足とある、依て、互安志と訓べ。衣ハ手足を異物あり、其、攀牽ハ引きて、漢文よ下、一書ふ、攀持衣帶不可排離ハナレ、とある、書きあり、下乃一書ふ、攀持衣帶不可排離ハナレ、とある、不可排離ハ手足ふ離ハナレあり。○攀牽ハヨヂカ、リと可排離ハ手足ふ離ハナレあり。○攀牽ハヨヂカ、リと妹手取而引與治抜手折十九の四十八丁、青柳乃保都校與治等理ハナレありて、捻と云事あれば、手足トリヒガ万葉八の五十五丁、引舉而折者云云九の十丁、云ベカラギミテ万葉九あるハ此と別あり、登利加々利と訓べ。○且ハ捨ハナレ、下乃○勵ハ麻杼比毛志幾と訓べ。古事記倭建命取伊服岐ふ於是零大冰雨打惑、万葉二、人麻長歌ふ、渡會乃齋宮從神風爾、伊吹惑之其反歌ふり、去方乎不知舍人者迷。

惑十十三丁ふ、春山霧惑在鷺云云十二九丁ふ寐香妹之來坐有夢可毛、吾香惑流戀之繁爾ハナレ見え此紀より、迷惑を失ハナレ、訓又廿九卷卅八ふハ不知東西とも書きたり、こハ心此處ハナレ、云、詞あり、言意ハ纏ハナレ、同言久そハ衣を著ハナレたゞ、小著ハナレあり、其著ハナレとて乱すハナレを、纏と云、あれバあり、此餘ふも纏と云ハ乱事ハナレ、事を云とあるべ、登ハ清濁の違あり、されど麻ハナレ、きバ麻登比を麻抒比ハナレ、も云、あるべ、さて後世、麻與比と云、言ハ是ハナレ、麻登比の登を與通ハセハナレ、云々字も上ハナレ引、了麻登比と云、云、迷字を當うきてあべ、又下十卷十丁、紛を麻與比と訓ハナレ、おハナレ、かハナレ、とある、ぬ義の字あり、又万葉七の廿五丁十一の廿三丁十四の十九丁ハナレ、衣の破むとそを、麻與比

と云々、和名抄、繒布類、絶保、純漢語抄、云萬與布、一
云、與流縉、欲境也とある是あり、又源氏物語みを盡、卷
歌みあり、かゝり浪の半身、ふ住吉のと詠る、ハ間と
云意と聞ゆ、こハ万葉七子間、乱、十一子間、結、あと書く
ハ上、引了和名抄の純の事あり、五間と云、字を借て
書くを、其間、字より就て、麻與比ハ間と云事あり、と非心
得して取るあり、づく通證八の世一丁、迷ハ目
醉也とらう、醉の假名ハ恵比奈、故、恵と與と通ふ久
考べし、又上、云、登を杼と濁例ハ橘ハ多連摩毛理
の名を取て負ふ事、古事記傳廿五の六十一丁、云
知姿奈と云々、同ト、
泥利と訓事、上訓考五卷
べ、此辭古事記傳十五丁、十八ふ登毛とハ官職、ふ
ふを云、何とあく、て交り親む出下廿五卷、廿五ハ友伴
人を友と云、も同意ありと
ともあり、さう加幾の意ハ思ひ得ず、(通證六の十
四丁)、或人

説ふ共離と云、いとあ又下十五卷、十八十七卷、十二
三ハ非言あり、べし、又下十五卷、丁十七卷、十二
とふ登毛杼知とも登毛陀知とも訓る、友等と云事
やう人○之道理道理とハ漢籍ふ依て云き、ふて、漢
美知と云、信、地を歩行御路の餘ふ云、此三字
言ハ次ふ於毛反古曾とあり、云籠、
捨べ、○宜相弔故ハ相弔良布倍幾物曾登於毛反
古曾と訓べ、登夫良布ハ古言梯ふ問を延だる言
ありと、下十九卷、三丁、
乎母以登波受と訓べ、幾多奈幾
是卽穢あり、又以登波受ハ、万葉五十、比等爾伊等波
延とある如く、嫌と云、又同ト、猶十六ふ霍公鳥厭時無

云云、十八の六丁より十一四より吉惠哉不來座公何爲不
厭吾戀乍居十五三十より伊等波奴伊毛乎都奇和多流
麻豆十七十九より宇梅能花伊都波乎良自等伊等波祢登
佐吉乃盛波乎志吉物奈利乎どあり、十の廿七丁より厭
く十五よりハ此意用ひりと見○遠自起ハ自を
やきど多くハ嫌ふ意ふ云々あり、
初ふ加久と讀添起ハ紀都礼と訓べ、
於毛反古曾の結あり○哀ハ加奈志美都礼と訓べ
此子無て、捨べ。○何爲ハ奈尔志加毛○誤我於亡
者ハ古事記ふ比穢死人云而とあるよ依て、亡者を志
余毘登と訓○則ハ捨て○其帶ハ美波加勢流○劍の

下ふ名者と讀添○大葉刈、名義古事記傳十三より字の
ある出、古事記ふ大量とあり、量ハ惜字あり、○亦名神度
劍是ハ一說ふあるぞ、本書ふ取き、書ふ有り事
あれバ訓注の下ふ、大書ふてほり、説注より引きて、
かく細書ふ、あきり、又上ふ、亦名高姫と
云、例もあれバ本より然あり、かく神度ハ加牟登
と訓べし、名義古事記傳十三より加茂大人、說よ神度ハ
云、出、又加牟登と云、地あり、和名抄よ、出雲國
神門止、郡神名帳ふ、越中國新川郡神度、神社、但馬國
氣多郡神門、神社、あとゆるハ此御劍ふ由縁あり、古

事記曰、於是阿遲志貴高日子根神大怒曰、我者愛友故
平來耳、何吾比穢死人云、而拔所御佩之十掬劍云云、其
持所切大刀、名謂大量、亦名神度劍とあり○以ハ捨て、
○研朴喪屋喪屋の上ふ曾能と讀添べ、さて通證よ研
ハ一本下斬とあり云り、○即ハ捨て○美濃國古
事記玉垣下廿八卷七丁より三野王も
濃王とあり此餘紀中御野書了地あり別地あり、美
真野あり出○藍見川之上、上ハ閑奈流と訓べト閑ハ
邊あり又此處ハ同傳同卷下廿九卷四丁より六十
の川有出、通證ある、和名抄不破郡より藍川郡とある
ふやと八府中村あり是ありむと云、りされど

何きも慥○喪山ハ詳あり云通證六の十五丁より人
あり是ありと云、又古事記傳十三より美濃國或人云、
武藝郡大矢田村より天王山と云、あり是喪山ありと云
久又飛驒國荒城郡より荒城郷荒城神社あり、又信濃の
岐蘿のありりル古くハ美濃國あり猶尋めし
と古事記曰、此時阿遲志貴高日子根神到而平天若
り、古事記曰、此時阿遲志貴高日子根神到而平天若
日子之喪時自天降到天若日子之父亦其妻皆哭云、我
子者不死有祁理我君者不死坐祁理云取懸手足而哭
悲也、其過所以者此二柱神之容姿甚能相似故是以過
也、云云拔所御佩之十掬劍切伏其喪屋以足蹶離遣此
者在美濃國藍見河之上喪山之者也、云云とあり○
惡以生誤死ハ志余人余阿也麻良流々乎と訓惡ハ伊

牟と訓て、生ハ捨べト。○此も捨て。○其縁ハ古登能毛
登と訓べト。此辭上訓考五卷、小出上代如此。事業あ
ク。

スゾト。

是後高皇產靈尊更會諸神選
當遣於葦原中國者。僉曰磐裂
磐裂此云根裂神之子。磐筒男
以斂姿襄。

磐筒女所生之子。經津云賦都此
主神是將佳也。時有天石窟所
住神稜威雄走神之子。瓊速日
神瓊速日神之子。煥速日神
速日神之子。武瓊杵神是神進

曰。豈唯經津主神獨爲丈夫而
吾非丈夫者哉。其辭氣慷慨故
以卽配經津主神。今平葦原中
國。

上の文と此間ふ下一書ある古事記すむ下照姫の歌
を載へしを此ふハ略き一歌り。○選へ返りて、波加利給

布ト訓ベー。○磐裂根裂神ハ二柱あり、上訓考五卷
ふ出。○訓注を此ふ出され一ハ誤あり、上一卷丁
出せぐ。○石筒男石筒女も二柱あり、とハ上一卷黃
泉國段、一書ふ復劔鋒垂血激越爲神号。曰磐裂神次根
裂神次石筒男命、一云石筒男命及磐筒女命とありて、
劔の血ふ生坐一あり、古事記も同ト、又一書ふ斬軻遇
突智時、云云因化成神号。曰磐裂神次根裂神兒磐筒男
神、次磐筒女神兒經津主神とあるを取き一あり、さて
此神等をも高皇產靈尊、又天照大神あぐも同例よ
て、上一卷ふハ一書の説あるを此の本書ふ取き一ハ

撰者の麗疎ありさて上より引くふハ命とも神とも
きび此の二柱の下より加美と讀添べし○之ハ捨て
○經津主神ハ上訓考五卷ふ云々如く武甕槌神の亦
名ふて此紀古事記ともふ燠速日神の子あり然る
を此ふ如此出されし、經津主神とも武甕槌神とも
ある兩本を取せし所もべし、ゆきば此より經津主神
を選めしふ此次より名乗出給つる處より武甕槌神
あり、そハ後少で國征伐の事ハ此武甕槌神より係る故
あり、又經津主神も武甕槌神も共小祖神ハ伊弉諾尊
の御刀あるふ此ふハ其父神を替られしもくわ一

神ある事をあるべト○訓注是も一卷ふ出もべト○
有ハ捨て○稜威雄走神古事記黃泉國段ふ故所斬之
刀名謂天之尾羽張亦名謂伊都之尾羽張とありて此
段ふハ伊都之尾羽張神とあり同傳十四丁ニふ伊邪那
岐大神の迦具土神を斬給ひ御刀の御靈より即チ
刀乃名なり云々其處する神と云ざるハ直す御刀を
指故あり此ハ御靈を云故よ神と云りとあり按ふ上
一卷ふ此神の無きハ此説乃如くあるべト名義稜威
ハ上訓考六卷ふ出雄走ハ同傳十四ふ雄々々々々々々
意同ト俗云疾く物云を口の走と云も同トと出○

瓊速日神、煥速日神、トノの一、乃瓊速日神と煥速日神
ハ捨べト、此を如此讀例上訓考五卷、六十七丁云々、トキモ上一
卷黄泉國、すも復劍蟬垂血激越爲神号、曰瓊速日神、次
煥速日神、其瓊速日神是武瓊槌神之祖也、亦曰瓊速日
命、次煥速日命、次武瓊槌命とあり、古事記云々、亦曰
武瓊槌神ハ、上云々、如く經津主神、一神あるを、二柱
とせしキハ、古事記小伊都之尾羽張神、是可遣若、亦
非此神者、其神之子建御雷之男神、是應遣どあるを、
乃傳の混雜マガニたるふやちむされば、上一卷ある、經津
主神の父を五百箇磐石ありと云々、此より磐筒、男磐筒、

女神とせしあど皆慥タヌカぬ叙事あり、遷却崇爾神、祝詞も
命健雷命ニ柱神等乎天降給比丘とあるも此紀小依
て書るあるべし、又古語拾遺云々、經津主神是磐筒女
神之子今下總國香取神是也、武瓊槌神是瓊速日神之
子常陸國鹿嶋神是也とあるも此紀小依るあるべし
さく武瓊槌神の鹿島の神ある事ハ論ふきを香取神
を經津主神と云々、據あるも、ちく事比意を委々
も思ひぐらと定め、云々、覺束カクと、古事記傳五の
七十五丁云々出、猶此社の事ハ訓考十二卷六丁云
々、○是神二字、○豈唯二字、○獨も捨て、○爲ハ能
美、○丈夫而ハ、今本マスラヲと訓るもち、タケカジトオモヘ
尔志氏と訓べト、○非丈夫者哉ハ、多祁加良自登思閑
流加毛と訓べト、今本此をも、マスラヲニアラジヤと
く、○辭氣慷慨ハ言葉能伊幾謝志以登波碍志と訓べ

文あり、然きバ經津主、神ハ大將軍、武甕槌神ハ副將軍
の如く々々上云々、ノ神位と違へキバ、今已シテ訓子依
べ〇令平ハ、古登武氣志米給布と訓べト、上丁ト出、古
事記曰、於是天照大御神詔之、亦遣曷神者吉爾思兼神
及諸神白之、坐天安河河上之天石屋、名伊都之尾羽
張神是可遣若亦非此神者其神之子建御雷之男神、此
應遣、且其天尾羽張神者逆塞上天安河之水而塞道居
故、他神不得行故別遣天迦久神可問、故爾使天迦久神
問天尾羽張神之時答白恐之仕奉然於此道者僕子建
御雷神可遣乃貢進爾天鳥舟神副建御雷神而遣云云

ノ、以幾謝志ハ上訓考ニ卷下出波碍志ハ千載集戀、二ふもけ
けかきとハ祈うぬとのをと俊頼朝臣歌ありて、強
きを云言あれバ此も息機の強きを云スあり、○即ハ
加能神余と訓べト、トハ武甕槌神あり〇配經津主神、
配ハ曾波志氏と訓べト、是即ニ柱一神ある證あり、そ
ハ初小經津主神選出されたきバ大將軍の如く、武甕
槌神ハ後小名乗出給つれバ副將軍の如くあるべき
入替タカシマきぬあれバ歎タカシマきを武甕槌神ハ實名經津主と
ハ御刀ミハカラシ稱あきバ先後乃書格古事記と合ト、續紀ふ
年、鹿嶋神正三位、香取神正四位、上を授られスル
此格あり、ト今本ハ故以郎配經津主神と讀べき

日本書紀訓考九卷終

